

● 大津市介護予防・日常生活支援総合事業 サービスコード表【令和7年4月1日以降用】

【色分けルール】・水色→新設 赤字→変更 灰色→廃止

1. 訪問型サービス【サービス名称：介護予防訪問介護相当サービス、サービス種別コード：A2(訪問型サービス(独自))】

サービスコード 種類 項目		サービス内容(略称)		算定項目				合成 単位数	算定 単位			
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合		1 週に 2 回を超える必要がある場合		3,727	1月につき			
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1		ロ 1 月あたりの回数を定める場合 ※ 1 月につき、3, 7 2 7 単位の 範囲内で算定		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合（事業対象者、要支援 1・2）		287	1回につき			
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2				(2) 生活援助が中心である場合 （事業対象者、要支援 1・2）		(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合		179		
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3				(二) 所要時間 4 5 分以上の場合		220				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス				(3) 短時間の身体介護が中心である場合（事業対象者、要支援 1・2 2 0 分未満）		163				
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		高齢者虐待 防止措置 未実施 減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合		1 週に 2 回を超える必要がある場合	所定単位数の1%減算	-37	1月につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1			ロ 1 月あたりの回数を定める場合		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合（事業対象者、要支援 1・2）	所定単位数の1%減算	-3	1回につき		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2					(2) 生活援助が中心である場合 （事業対象者、要支援 1・2）		(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合		所定単位数の1%減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3					(二) 所要時間 4 5 分以上の場合		所定単位数の1%減算		-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合（事業対象者、要支援 1・2 2 0 分未満）		所定単位数の1%減算	-2				
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		業務継続 計画未策 定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合		1 週に 2 回を超える必要がある場合	所定単位数の1%減算	-37	1月につき		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1			ロ 1 月あたりの回数を定める場合		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合（事業対象者、要支援 1・2）	所定単位数の1%減算	-3	1回につき		
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2					(2) 生活援助が中心である場合 （事業対象者、要支援 1・2）		(一) 所要時間 2 0 分以上 4 5 分未満の場合		所定単位数の1%減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3					(二) 所要時間 4 5 分以上の場合		所定単位数の1%減算		-2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合（事業対象者、要支援 1・2 2 0 分未満）		所定単位数の1%減算	-2				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1		事業所と同一建 物の利用者等に サービスを行う場 合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3			同一の建物等に居住する利用者の割合が 1 0 0 分の 9 0 以上の場合			所定単位数の12%減算				
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		特別地域加算				所定単位数の15%加算		1回につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の10%加算				
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の5%加算				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算		ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	1回につき		

A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	へ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 10			(十) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 11			(十一) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000加算		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 12			(十二) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000加算		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 13			(十三) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 14			(十四) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000加算		